

○伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

平成17年 7 月 1 日規則第142号

改正

平成17年12月 6 日規則第159号

平成18年 3 月31日規則第21号

平成19年 2 月 6 日規則第 3 号

平成21年 7 月22日規則第33号

平成22年 3 月25日規則第 6 号

平成25年 3 月 6 日規則第19号

平成26年 2 月26日規則第 4 号

平成28年 3 月23日規則第26号

平成30年 3 月22日規則第 8 号

令和元年12月 4 日規則第14号

令和 3 年 3 月30日規則第20号

令和 3 年 7 月12日規則第39号

令和 8 年 7 月 3 日規則第43号

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年伊予市条例第197号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募の告示等)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、条例第2条の規定により指定管理者を公募しようとするときは、同条各号に掲げる事項を告示するとともに、広報紙又は市ホームページへの掲載等必要な措置を講じなければならない。

(資格要件)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (6) 過去3年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (7) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（申請書等）

第4条 条例第3条に規定する申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 次に掲げる申込資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支予算書
- (4) 次に掲げる経営状況等を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録（既存団体のみ）
 - イ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
 - ウ 団体の役員名簿及び組織図
- (5) 従事者の労働条件及び労働環境の確保に関する計画書
- (6) 申請を行う団体が複数の団体で構成する共同体である場合にあつては、その構成、代表する団体及び各団体の業務分担等を定めた協定書等の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第5項の規定に該当する場合で、市長等が必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

（選定委員会の設置）

第5条 条例第4条の規定により学識経験者等の意見を聴くため、指定管理者の選定案件ごとに伊予市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（選定委員会の所掌事務）

第6条 選定委員会は、指定管理者の候補者の選定に関することについて審査し、市長等に報告する。

（選定委員会の組織）

第7条 選定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等及び市職員のうちから市長等が委嘱又は任命する。この場合において、条例第4条ただし書に該当するときは、学識経験者等を委員としないことができる。

3 選定を受けようとする事業者と利害関係を有する者は、委員となることができない。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定管理者の候補者を選定する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 選定委員会は、委員長が会議の議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。この場合において、オンライン（情報通信技術を利用し、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）により会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

3 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 選定委員会の決定は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（会議の特例）

第11条 選定委員会は、緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき

又はやむを得ない事由があるときは、審議事項を書面又は電子メール等により委員に送付し、委員の意見及び賛否を徴する方式により開催することができる。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償)

第13条 委員（市職員を除く。）が選定委員会に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。

(庶務)

第14条 選定委員会の庶務は、指定管理者の選定を行う公の施設の所管課において処理する。

(指定の通知)

第15条 条例第7条第2項に規定する通知は、指定管理者指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(指定の告示)

第16条 条例第7条第2項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(協定の締結)

第17条 条例第8条第1項の規定による協定の締結は、第15条による通知を受けた後、速やかに行わなければならない。

2 前項の協定の締結後において、その内容に変更等が生じたときは、市長等及び指定管理者は双方協議の上、変更協定を締結しなければならない。

(事業報告書)

第18条 条例第9条の規定による事業報告書の作成及び提出は、指定管理者事業報告書（様式第3号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第19条 市長等は、条例第11条第1項の規定により指定を取り消したときは指定管理者指

定取消通知書（様式第４号）により、管理の業務の停止を命じたときは指定管理者業務停止命令書（様式第５号）により、当該指定管理者に通知するものとする。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月６日規則第159号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年３月31日規則第21号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附 則（平成19年２月６日規則第３号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附 則（平成21年７月22日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年３月25日規則第６号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附 則（平成25年３月６日規則第19号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附 則（平成26年２月26日規則第４号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附 則（平成28年３月23日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年３月22日規則第８号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附 則（令和元年12月４日規則第14号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 12 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 3 日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

伊予市長(伊予市教育委員会) 様

指定管理者指定申請書

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

なお、申請に当たっては、伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則第3条に規定する資格要件を満たしていること及び添付書類の内容について虚偽がないことを誓約します。

記

1 指定管理施設名称 []

2 提出者

所在地:

商号又は名称:

代表者職氏名:

3 連絡先(担当者)

所 属:

氏 名:

電 話:

E-mail:

4 添付書類(添付しているものに✓を付けること)

☐ 規則第 4 条各号に掲げる書類(事業計画書等)

☐ その他()

様式第 2 号(第 15 条関係)

伊()第 号
年 月 日

様

伊予市長(伊予市教育委員会) 印

伊予市指定管理者指定通知書

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第7条第 2 項の規定により、
下記のとおり本市の公の施設の指定管理者に指定したので通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行わせる施設の名称及び所在地
施設の名称
施設の所在地
- 2 管理を行わせる期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 その他
管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

様式第3号(第8条関係)

指定管理者事業報告書

年 月 日

伊予市長(伊予市教育委員会) 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(電話番号)

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

記

1 指定管理施設名称 []

2 報告対象年度 年度

3 添付書類

- (1) 当該年度の事業の実施状況を記載した書類
- (2) 当該年度の収支決算書
- (3) 当該年度末における財産目録
- (4) 当該年度末における職員名簿及び当該年度における職員の異動状況報告書
- (5) その他市長等が必要と認める書類
(例:利用者アンケート結果、修繕記録など)

伊()第 号
年 月 日

様

伊予市長(伊予市教育委員会) 印

指定管理者指定取消通知書

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 11 条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことを通知します。

記

1 施設名

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、伊予市(訴訟において伊予市を代表する者は伊予市長となります。)を被告として提起することができます。

伊()第 号
年 月 日

様

伊予市長(伊予市教育委員会) 印

指定管理者業務停止命令書

伊予市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第 11 条第1項の規定により、
下記のとおり業務の停止を命令します。

記

1 停止対象施設名

2 停止対象業務

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3か月以内に、伊予市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審
査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌
日から起算して6か月以内に、伊予市(訴訟において伊予市を代表する者は伊予
市長となります。)を被告として提起することができます。